

資料

地方独立行政法人秋田県立療育機構定款

目 次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 組織及び業務
 - 第1節 役員（第7条―第10条）
 - 第2節 業務及び執行（第11条―第13条）
- 第3章 資本金等（第14条・第15条）
- 第4章 雑則（第16条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）に基づき、秋田県の政策として求められる療育の提供、療育に関する調査研究等を行うことにより、秋田県療育の拠点として、県域における療育水準の向上を図り、もって子どもたちの発達と障害児・者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、秋田県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を秋田市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、秋田県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により秋田県公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員

(定数)

第7条 法人の役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - 一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - 二 その他秋田県の規則で定める書類
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(任命)

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。

- 2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応し、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 3 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。

第2節 業務及び執行

（施設の名称及び所在地）

第11条 法人が設置及び管理を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
秋田県立医療療育センター	秋田県秋田市

（業務の範囲）

第12条 法人は、第1条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- 一 療育を提供すること。
- 二 療育に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 療育に関する技術者の研修を行うこと。
- 四 療育に関する地域への支援を行うこと。
- 五 発達に関する支援を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の執行）

第13条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

（資本金等）

第14条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

- 2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

（残余財産の帰属）

第15条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は秋田県に帰属する。

第4章 雑則

（委任）

第16条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成30年6月1日から施行する。

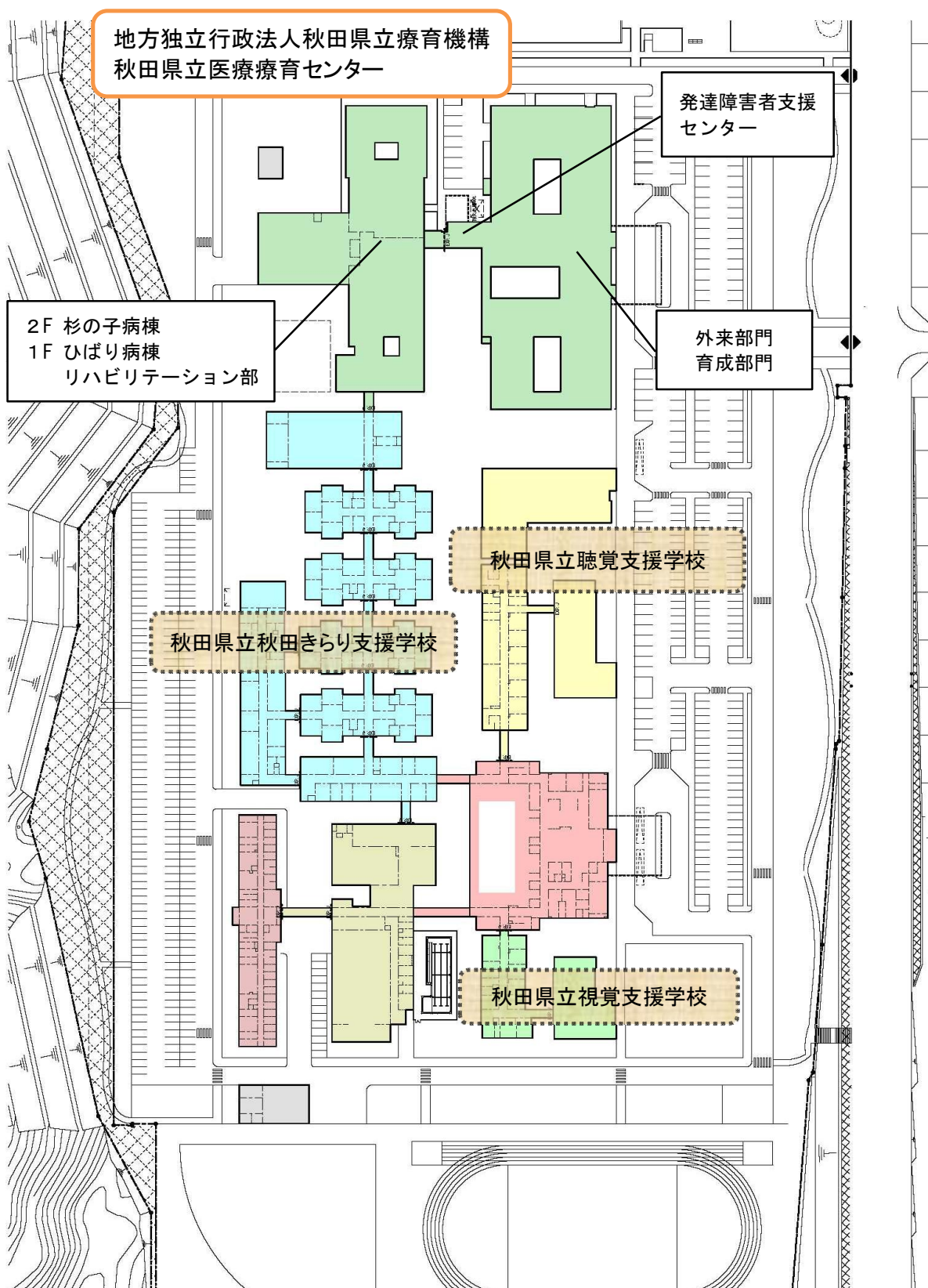
別表第 1（第 1 4 条関係）

資産の 種別	施 設	所 在 地	地 目	面積（㎡）
土 地	医療療育 センター	秋田市南ヶ丘一丁目 3 番 1 2 8	宅 地	44,868.93
		秋田市南ヶ丘一丁目 3 番 1 3 4	宅 地	2,940.44
		秋田市南ヶ丘一丁目 3 番 1 3 5	宅 地	2,190.67

別表第 2（第 1 4 条関係）

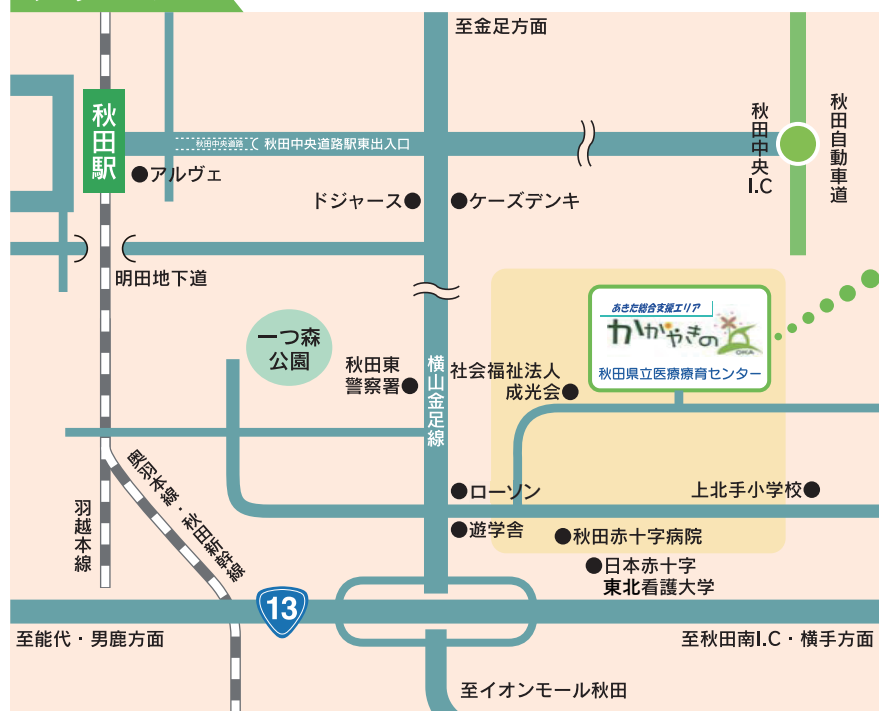
資産 の種 別	施 設	施 設 名	所 在 地	構 造	延床面積 （㎡）
建物	医 療 療 育 セ ン タ ー	病棟	秋田市南ヶ丘一丁目 1 番 2 号	鉄筋コンクリート造 2 階建	6,422.00
		通園・診療棟	秋田市南ヶ丘一丁目 1 番 2 号	鉄筋コンクリート造平屋建	3,853.00
		渡り廊下	秋田市南ヶ丘一丁目 1 番 2 号	鉄筋コンクリート造平屋建	25.00

あきた総合支援エリアかがやきの丘 全体配置図



案内図

アクセス



交通のご案内

バス利用の場合

- 南ヶ丘線
〔「秋田駅東口(2番のりば)」〕発→「総合支援エリア」着…秋田駅から約15分
(県立医療療育センター駐車場内停車)
- 広面御所野線
〔「秋田駅東口(3番のりば)」〕発→「日赤病院前」着…秋田駅から約15分
(県立医療療育センターまで徒歩約20分)

自家用車利用

- 秋田南 I.C.から約14分
- 秋田中央 I.C.から約15分



すべての子どもや家族に対する幅広い相談支援

医療と教育の連携によるきめ細かな総合支援

地域の療育及び教育機関とつながる支援機能

地域との日常的な交流が広がる開かれたエリア

秋田県立医療療育センター

〒010-1409 秋田市 南ヶ丘一丁目1番2号
TEL018-826-2401 FAX018-826-2407
ホームページ <https://www.airc.or.jp/>



令和 7 年度
業 務 概 要

発行年月日 令和 8 年 6 月 25 日

編集・発行 秋田県立医療療育センター
印刷・製本 秋田県立聴覚支援学校 情報デザイン科